
プロジェクト マイナス金利に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応
項目 第 356 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応について、第 356 回企業会計基準委員会（2017 年 3 月 13 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

寄せられたコメントに対する事務局案についての意見

2. コメント 20)（コメント募集期間を短縮したことに対して、適正手続監督委員会が許可する等の手続を求める意見）への対応案に関して、単に適正手続監督委員会に報告するだけではなく、現行の適正手続の定めへの問題提起に関しても検討を依頼すべきではないか。

（対応案）仮に本実務対応報告が最終化した場合、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 29 条に従って、本実務対応報告の適正手続の遵守状況を報告することとなり、寄せられたコメントも当該報告に含める予定である。適正手続監督委員会では、当該報告を受けて、現行の適正手続の定めへの問題提起に関してご検討いただくことを想定している。

3. コメント 13)（記載の一部削除を求める意見）への対応案に関して、マイナス利回りの幅が大きくなった場合であっても、本実務対応報告を 1 年間は見直さないことの理由について、丁寧な説明が必要である。

（対応案）上記意見を踏まえて、コメントへの対応内容を見直している。

4. 本公開草案は、公表物の形式は異なるものの、昨年 3 月に公表した議事概要と同じ内容という理解である。公表する目的が昨年の取扱いと変更しないことを示すことであることに鑑みると、コメント 8)（既存の方法の継続適用を求めるべきであるとの意見）と同じく、合理的な理由がなければ、昨年度に採用した方法を当年度に変更することは困難であると考えている。

(対応案) 利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の両者間の変更が会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するかについては論点となり得るが、会計基準レベルの議論と考えられ、相応の審議が必要となると考えられる。本実務対応報告は平成 29 年 3 月末までに開発を終了させるため、この点について特段、定めておらず、継続適用の要否についても特段、定めていない。

恒久的な取扱いの速やかな検討を求める意見

5. 本実務対応報告の方向性については支持するが、本実務対応報告の公表後、速やかに恒久的な取扱いの検討に着手していただきたい。現時点では金利が上昇する可能性もあり、必ずしも恒久的な取扱いの必要性が高いとは言えないかもしれないが、緊急性がない状況は、健全な議論を進めるには良い環境と考える。

(対応案) 平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、今後、速やかに検討を開始する予定である。

恒久的な取扱いの検討に対する意見

6. 日本においてマイナス金利が論点となるのは、割引率について国債と優良社債がいずれも使用できる点がその一因である。恒久的な取扱いを検討する際には、これを例えば優良社債に一本化することも含めて、検討することが考えられるのではないか。
7. 恒久的な取扱いを検討する際には、マイナス金利の経済的な本質も含めて議論を深めていくことが必要であると考え。現状の問題を恒久的に解決するのであれば、優良社債と国債の選択を認めている取扱いに関しても検討する必要があると考えられる。
8. 恒久的な取扱いを検討するにあたっては、割引率の基礎となる債券の流通量の状況を把握したうえで、検討していただきたい。

(対応案) 上記 6 項から 8 項の意見については、今後の検討の際に参考とした。

以 上